

使用開始日 2024年8月7日

投資信託説明書(交付目論見書)

クリーンテック株式ファンド (資産成長型)

追加型投信／内外／株式



NISA(成長投資枠)の
対象ファンドです。

※販売会社によっては、お取扱いが
異なる場合があります。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

株式会社りそな銀行

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



受付時間 9:00～17:00(営業日のみ)

0120-106212

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで
閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、
約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内 外	株 式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	31兆2,127億21百万円

(2024年5月末現在)

- 本文書により行なう「クリーンテック株式ファンド(資産成長型)(愛称:みらいEarth S成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年8月6日に関東財務局長に提出しており、2024年8月7日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。

ファンドの目的・特色

クリーンテック株式ファンド(資産成長型)(愛称:みらいEarth S成長型)

ファンドの目的

日本を含む世界のクリーンテック関連企業の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1

日本を含む世界のクリーンテック関連企業の株式に投資します。

※株式…DR(預託証券)を含みます。



クリーンテック関連企業とは

環境にやさしい輸送手段の利用、代替エネルギーへの移行、より健康的な食生活と持続可能な食糧供給の実現、水資源の保全や再利用、廃棄物削減など、環境関連の課題解決に貢献する活動を事業の中心に据える企業をいいます。



※上記は一例であり、上記以外にも投資する可能性があります。

※上記のイラストはイメージです。

この投資を通じて、持続可能な社会の構築に向けて、環境や社会のインパクト創出することをめざします。投資を行なったクリーンテック関連企業の株式の社会的なインパクトについては、二酸化炭素の削減量、水の使用量等で測定します。

当ファンドは、「ESGファンド(インパクトファンド)*」です。

*ESGファンドとは、ESGを投資対象選定の主要な要素としており、その内容に関する開示が可能なファンドです。

*ESGファンドのうち、経済的リターンと並行して社会や環境にポジティブなインパクトをもたらす、いわゆる「社会的リターン」の獲得をめざすファンドを特に「インパクトファンド」と定義しています。

※ESGに関する情報は、現状、投資先企業等による開示が必ずしも十分ではないことから、入手が制約される、品質が一定でないなど、運用上の制約要因となる可能性があります。

※ESGファンドに関する規制や、ESG投資を取り巻く情勢等に応じて、当社のESGファンドの定義や対象ファンドについては、今後見直す場合があります。

ファンドの目的・特色



株式の運用は、アクサ・インベストメント・マネージャーズが担当します。



アクサ・インベストメント・マネージャーズについて

責任投資において長年にわたる実績を有するアクサ・インベストメント・マネージャーズは、世界最大級の保険・資産運用グループであるアクサ・グループの資産運用部門です。

エンゲージメントと議決権行使

専任のチームが、ESGに関する改善が必要と思われる投資先企業に対してエンゲージメントを行ないます。一定の期間に改善がみられない場合には、保有銘柄の売却を検討します。また、株式の保有企業に対し、エンゲージメントと一貫する意思表示の機会として、積極的に議決権を行使します。



ポートフォリオ構築のイメージ

クリーンテック関連企業の株式

日本を含む世界の株式



- 独自のセクターポリシーやESG基準(ESGスコアを含む)に基づき基準に満たない企業を除外
- 流動性基準等を考慮して投資対象となるユニバースを絞り込み

投資対象銘柄



クリーンテック分野において長期的な成長が見込まれる企業群を選定

組入候補銘柄



- 企業のESG属性を精査し、企業の製品やサービスについてSDGsと関連付けながら、インパクトの波及力を分析した銘柄の絞り込み
- ファンダメンタルズ分析に基づき、バリュエーションやポートフォリオ全体のリスク等を考慮して組入比率を決定

ポートフォリオ

※ポートフォリオ構築のイメージについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

ファンドの目的・特色



毎年5月11日および11月11日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2020年11月11日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

委託会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
運用委託先	〈マザーファンド〉 アクサ・インベストメント・マネージャーズUKリミテッド

2. ダイワ・マネーストック・マザーファンド

運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資態度	①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 ②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
運用管理費用 (信託報酬)	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

手続・手数料等

 その他	信託期間	2050年5月11日まで(2020年7月31日当初設定)
	繰上償還	<p>◎主要投資対象とするアクサ IMクリーンテック関連株式ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。</p> <p>◎次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	<p>毎年5月11日および11月11日(休業日の場合翌営業日)</p> <p>(注)第1計算期間は、2020年11月11日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p>
	収益分配	<p>年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>(注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。</p>
	信託金の限度額	5,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
	運用報告書	<p>毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。</p> <p>また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。</p>
	課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。</p> <p>※2024年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>

